

平成 26 年 7 月 12 日

新宿区長 中山 弘子 様
新宿区子ども家庭部長 吉村 晴美 様

学童クラブ事業のあり方に関する要望

新宿区学童保育連絡協議会 会長 大久保 太郎

日頃より、子どもたちの健全育成並びに新宿連協の活動にご理解、ご配慮頂き、御礼申し上げます。
新宿区は中山弘子区長も子ども家庭部も、「学童クラブはなくしません」と明言し、学童クラブを存続して頂いていることは、区民として誇りに思っております。ありがとうございます。

現在、新宿区の子どもの人口の増加、子育て世代の女性の就労の増加、また法改正など社会的状況の変化がある中で、学童クラブ需要の増加と質の維持向上に関して重要な潮目の時期であると認識しております。

就きまして、新宿区学童保育連絡協議会(以下、新宿連協)として以下の通り要望をまとめましたので 7 月 18 日(金)までに文書でご回答頂きますようお願い申し上げます。

■要 望

1. 現在作成が進められている「新宿区次世代育成支援計画、子ども・子育て支援事業計画(平成 27 年度～平成 31 年度 概要・全文)において、これまで同様「学童クラブ」の文言を残して下さい。
2. 新子ども・子育て支援法に基づき学童クラブの保育の「質」の向上を図るようにして下さい。
3. 学童クラブと放課後子ども広場との違いについて保護者が混同しないよう啓蒙活動を行って下さい。
4. 落四小内学童クラブへ移転しても現在の新宿せいが学童クラブの保育の質よりも下がることのないようにして下さい。
5. 来年度、民営化となる三館他の事業者選定については十分に民意を反映して下さい。
6. 過半数が現在定員オーバーの学童クラブについて具体的な改善策を提案して下さい。

■主旨説明

1. 現在 23 区内において、学童保育を廃止あるいは全児童対策との一元化を進めた区は、区の次世代計画上の書面から「学童クラブ」の文字が消えたことが、初めの一步だったとされています。

当新宿区では前述通り、学童クラブの必要性和大切さを慮っているのであれば、このような公文書上、「学童クラブ」の文字は、必ず記載下さいますよう、今後も含め、お願い致します。

2. 平成 24 年 8 月 10 日の子ども子育て支援法制定、児童福祉法改正、さらに平成 26 年 4 月 30 日の厚生労働省令第 63 号に基づき、現在、地方自治体の一つとして新宿区も平成 27 年 4 月 1 日以降の対応を検討中であろうかと思えます。5 月 22 日の全国連協シンポジウムの中でも厚生労働省為石育成環境課長が第四条の 2 に明記されているように現行よりの改悪は認められないと明言していました。また 5 年後に 30 万人の学童クラブ増員を掲げている内閣府も「もし最終的に新制度の理念をないがしろにすればその時対処する」(7 月 1 日付 日経新聞)としています。保育の「質」についての具体的な内容と質向上のための具体策を提示し、引き続き学童クラブの充実、保育の「質」向上を図るようにして下さい。併せて公営廃止に伴い、民営化後の質の維持向上のために区として何が出来るのかご提案をお願いします。例えば、民間委託事業者同士交流を図るための学習会を開くなど指導員全員が実際に参加できて役に立つような研修や学びの機会を行政が主催となり整備して下さい。また支援単位(40 人)や専有面積(1.65 m²)について国としての指針である厚生労働省令第 63 号よりも劣ることのないような条例策定を行って下さい。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)

※第四条の 2「最低基準を超えて、設備を有し、また運営している放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備または運営を低下させてはならない。」

3. 平成 25 年 12 月 25 日の放課後児童クラブの規準に関する専門委員会報告書の 3(5)には、「放課後児童クラブの利用を希望する保護者がそのクラブが児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」か、本事業の類似の事業であるかを正確に理解した上で適切に選択できることが重要である」とあります。

学童クラブと放課後子どもひろばは、児童福祉法保護下にあるかどうかという法的な違いもありますが、そもそも目的が異なる事業です。利用料だけではなく、学童クラブと放課後子どもひろばの違いについて、全ての小学生の保護者が理解した上で適切な選択ができるように、入学前プログラムの中で、学童クラブと放課後子どもひろばの目的や、内容の違いを正しくわかりやすく説明し、実際に見学会を行うなど、保護者が正確に理解出来るような積極的な対策を行って下さい。

4. 下落合地区では、保育ニーズに応えられる用地確保が出来なかったため、平成 27 年 4 月から利用者の評価の高い新宿せいが学童クラブを廃止し、その学童クラブスペースに新宿せいが保育園を拡充することになりました。落四小学区域の学童クラブが落四小内学童クラブへ移転することに際しては、現在の新宿せいが学童クラブと同等以上の保育の質を保たなければ、当然保護者は納得できません。現在も新宿せいが学童クラブの 47 名の他に、新宿せいが学童クラブに入所できなかった方が、おちよんクラブ 20 名、他の近隣学童に 3 名で、少なくとも現時点でも 70 名もの学童クラブ入所希望者がいます。また、新宿自治創造研究所の統計予測でも、2030 年まで子どもの人口増加が予想されており、需要はさらに増加基調です。国の規準でも児童の集団の規模はおおむね 40 名以下とあり、落四小内学童クラブを新設するにあたり、少なくとも定員は 80 名(40 名×2 教室)とし、それに見合う施設の確保が必須です。現在の計画(99 m²=教室 1.5 個。給湯室 7 m²含む)では、新宿せいが学童クラブの保育の質よりも下がります。100 m²を超すと児童福祉施設となり、「莫大な費用」がかかるからと実需を無視し 99 m²(60 名×1.65 m²)に収まるから定員を 60 名とする計画については、全く承服し兼ねます。またスペースの確保と並行して、業者選定では、新宿せいが学童クラブで行われている、子どもに寄り添い、三年生になっても子どもが毎日来たいと思えるような事業者を選定できるようにして下さい。

5. 公開プロポーザル方式においては、地域代表側を過半数以上とする選定委員の構成を提案致します。また今年度は 8 つ(高田馬場第二学童クラブ、高田馬場第二学童クラブ分室、中井学童クラブ、高田馬場第一学童クラブ、北新宿第一学童クラブ、上落合学童クラブ、富久小学校内学童クラブ、落四小学校内学童クラブ)の学童クラブにおいて、公開プロポーザル方式による選定が行われます。この 8 カ所は過去最多であり、ご多忙を極めるかと思いますが、日中就労している選定委員が事前に十分に資料に目を通せるよう、十分にご配慮をお願いします。また選定業者については、株式会社などの営利企業の参入が多く、独自の理念を掲げて運営されてきた社会福祉法人などの参入が見られない、といった偏りのないように、行政側として「多様な選択肢」を準備するようにして下さい。

6. 30 ある学童クラブのうち、昨年度は定員オーバーが 14、今年度は 15 あります。特に定員オーバー比率が 30%も超える学童クラブ(中町学童クラブ(+97%)、北新宿第二学童クラブ(+38%)、西落合学童クラブ(+33%)、新宿せいが学童クラブ(+31%)、落合第一小学校内学童クラブ(+30%))が 15 の内 6 もあります。保育の質を向上するためには、まずは量の確保が大前提です。中山弘子区長、子ども家庭部、共に「学童クラブをなくしません」と明言していらっしゃるの、とても素晴らしいことだと思います。定員オーバーの学童クラブを、これ以上放置することは出来ません。来年度には新宿区全体の学童クラブ定員 1,356 人を超過することは明白です(今年度 1,339 人)。定員オーバーの学童クラブでの事故も頻発しており、学童クラブの増設、改修なども含めた抜本的対策を行って下さい。

以 上